

岩手県告示第142号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和4年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
山田町	豊間根第8地割から第12地割までの各一部

2 調査期間 令和4年3月10日から同月31日まで